

消防局からのお知らせ！

Help!!

「漏れの点検」を実施しましょう！！

1. 地下貯蔵タンク等の「漏れの点検」とは？

地下貯蔵タンク(地下埋設配管)を有する施設においては、「漏れの点検」を実施しなければなりません。「漏れの点検」はガスや液体により、タンク及び配管に気密漏洩がないかを確認する点検です。

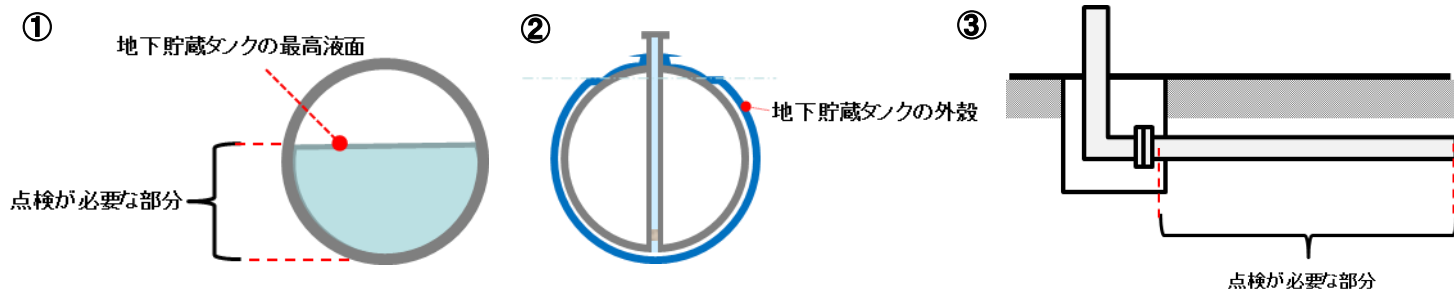
具体的な方法としては、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日付け消防危第33号消防庁危険物保安室長通知)により示されています。

2. 点検の範囲

地下貯蔵タンク・地下埋設配管の危険物に接する全ての部分について漏れの点検が必要です。

- ① 地下貯蔵タンク: 地下貯蔵タンクの最高液面より下部
- ② FRP外殻(鋼製強化プラスチック二重殻タンクの外殻)
- ③ 地下埋設配管: 通常の使用形態により危険物と接する部分(注入管や送油管等のうち地下タンクに存する部分は除く。)

【点検が必要な部分】



【点検対象としないことができる部分】

- 二重殻タンクの内殻
- 危険物の微小な漏れを検知^{※1}しその漏れい拡散を防止するための措置^{※2}が講じられているもの。

【点検対象としないことができる部分】

- FRP外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの。

【点検対象としないことができる部分】

- 危険物の微小な漏れを検知^{※1}しその漏れい拡散を防止するための措置^{※2}が講じられているもの。

※1 性能規定の考え方を取り入れ直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していることが必要です。(例:タンク・配管内の高感度センサー設置等)

※2 タンク室、さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンク・地下埋設配管の周囲に設けられていることが必要です。

少量危険物取扱所等の地下貯蔵タンク、地下埋設配管等については、法的な義務はありませんが、流出事故防止の観点から、任意での漏れの点検を実施することをお勧めします。



3. 点検実施者

危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会いを受けた者であり、かつ、「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」が実施しなければなりません。

「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」とは、財団法人全国危険物安全協会により実施されている「地下タンク等定期点検技術者講習」の修了者等が該当します。

なお、地下タンク等定期点検技術者講習については、財団法人全国危険物安全協会にお問い合わせ下さい。

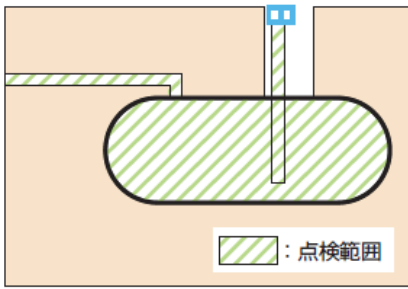
※地下タンク等定期点検技術者講習については、下記のサイトをご確認ください。
財団法人 全国危険物安全協会(<https://www.zenkikyo.or.jp/index.html>)

4. 点検方法について

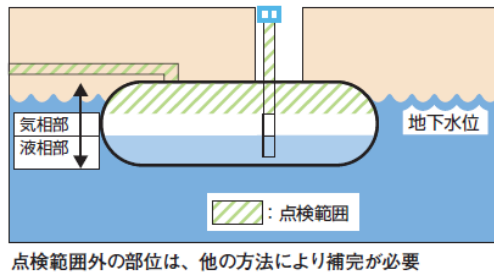
漏れの点検は、危険物に接するすべての部分(地下)について行わなければなりません。また、「漏れの点検」の方法は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」において、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法、その他の方法によることと定めており、これらの組み合わせにより行います。

ただし、二重殻タンク(タンクが二重構造となっており、強化プラスチックを使用したものなど)の外殻の点検は、点検方法が若干異なり、ガス加圧法、減圧法等により実施することとされています。

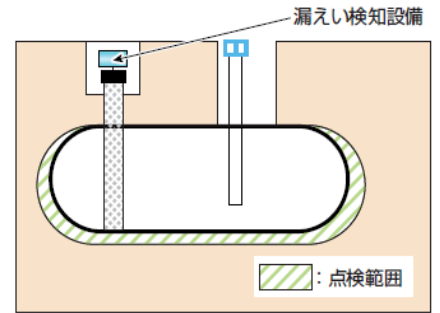
<ガス加圧法・液体加圧法>



<微加圧法・微減圧法>



<FRP外殻の点検>



5. 点検実施時期

原則 1 年に 1 回以上実施しなければなりません。ただし、完成検査日や地下貯蔵タンクの取替からの経過年数により、3 年に 1 回以上となる場合があります。
また、一定条件(在庫管理に係る計画の届出等)に該当する場合は、この点検実施周期を 3 年に 1 回とすることができます。

詳細は、以下のフロー図(漏れの点検周期)をご参照ください。

【別添1】 地下貯蔵タンク等の漏れの点検について

【別添2】 地下埋設配管の漏れの点検について

6. 定期点検で異常が発見された場合は？

漏れの点検で異常が発見された場合、もしくは技術上の基準に適合しない状態が判明した場合は、速やかに改修を行う必要があります。変更工事の内容によって、工事前に変更許可申請や軽微な変更届出が必要となる場合がありますので、事前に施設を管轄する消防署の指導課にて確認してください。

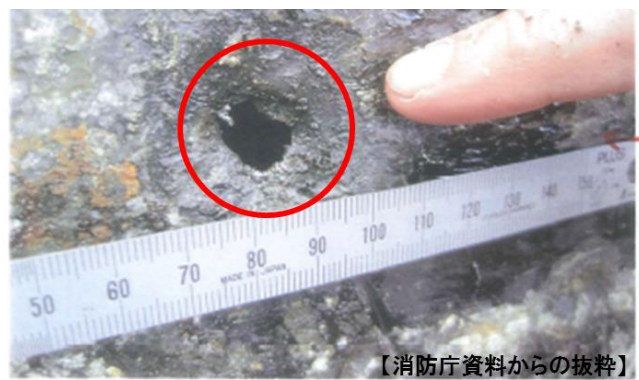
7. 日常点検の重要性

事故の未然防止、異状の早期発見には定期点検(法定点検)のみならず、日常点検(自主点検)を行うことが有効です。特に設備機器の不具合の場合、腐食劣化による危険物の漏えい事故が多く発生しておりますので、始業時、終業時等に設備機器点検や危険物の在庫管理を実施し、事故の未然防止に努めましょう。

【腐食劣化した地下貯蔵タンクの例】



【消防庁資料からの抜粋】



【消防庁資料からの抜粋】

※タンクの腐食により生じたピンホール

お問合せ先

詳細については、施設を管轄する消防署(括弧内が管轄)へお問合せください。

熊本市消防局

検索

- 熊本市消防局予防部指導課 TEL096-363-7173
- 熊本市中央消防署(中央区※1) TEL096-364-2894
- 熊本市東消防署(東区) TEL096-367-6315
- 熊本市西消防署(西区・中央区※2) TEL096-353-5028

- 熊本市南消防署(南区) TEL096-212-0303
- 熊本市北消防署(北区) TEL096-327-2020
- 熊本市益城西原消防署(益城町・西原村) TEL096-286-2298

※1 中央区(西消防署の管轄を除く。) ※2 西区、中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)